

# 独立行政法人国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園の平成21年度の業務 実績の評価結果

平成22年8月17日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1 平成21年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足し、平成21年度は法人設立後7年度目にあたる。

今年度ののぞみの園の業務実績の評価は、平成20年2月末に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年度～24年度）の2年度目（平成21年4月～22年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

なお、評価に当たっては、のぞみの園が他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号。以下「個別法」という。）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」とされており、「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を課せられていることも考慮する必要がある。したがって、のぞみの園の業務運営に対する評価の留意点として、単に数値目標の達成状況に着目するのではなく、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がっていないか、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に渡って、施設利用者一人ひとりに対してどのような取組を行ったか、また、矯正施設等を退所した知的障害者の支援にどのように取り組んでいるのか、③調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなっているか等の、業務内容の質の面にも力点を置いて評価すべきものであることを特記しておきたい。

### (2) 平成21年度業務実績全般の評価

のぞみの園は、法の定める設立目的に沿った業務運営の着実な実施が求められるとともに、他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営が求められている。

こうした課題がある中で、平成21年度は第2期中期目標期間の2年度目であり、

地域移行などの継続課題や第2期中期目標に示された、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者へのモデル的支援、内部統制・ガバナンス強化への取組などの新たな課題に対して的確かつ効率的に対応し、目標を達成することが求められている。

このような状況の中、効率的な業務運営体制の確立に向けた取組として、平成21年度においては、施設利用者の高齢化や重度化等に対応するため、第三次寮再編を実施することにより組織・実施体制を整備し、一層の業務内容の充実と新しい課題等への対応を図るとともに、これが職員の増に繋がらないよう、併せて常勤職員数の削減等を行うなど、効率的な人員配置に努めた。また、経費節減にも積極的に取組み、第2期中期目標に定める「運営費交付金（退職手当相当額を除く）の23%以上節減」を達成するため、国家公務員の給与体系に準拠した給与制度の導入や常勤職員の削減により、人件費総額を縮減すること等により着実にその成果を上げていることを評価する。

これらを踏まえると、効率的な業務運営の確立に対し、目標達成に向けて確実に進展したものと認められるが、一方で、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、より高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組を進めることを希望する。

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性に合わせたより具体的な地域生活への移行に向けて受入先との調整を行うなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでいる。平成21年度においては、地域移行の更なる進展に向けて、①地域移行された方を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行（年間6回）、②来園の機会が少ない保護者宅等への訪問を行い、移行への働きかけを行ったこと、③総合施設全職員を対象に地域移行に関する研修会を開催し、取組内容の周知を再確認したことなど新たな取組みを行い、より効果的な方法を企画・実施して、成果を上げていることを高く評価する。

これらの取組の結果、平成21年度においては、21名の施設利用者の地域移行を達成するとともに、新しく地域移行に同意した者は過去最大の32名となり、第2期中期目標の達成に向けて、様々なプロセスの実践をしっかりと実績に結びつけた点についても、高く評価する。

また、平成20年度からの新規事業である「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」を引き続き実施しており、性犯罪や累犯窃盗を犯した中軽度の知的障害者など支援が難しい者について、平成20年度に引き受けた2名を含め、合計5名の対象者を受け入れている。その結果、5名のうち3名は就労に結びついたことについて評価するとともに、今後も、この事業の全国的な拡大に向けて、国のモデル施設として必要な役割を十分に果たすことを期待したい。

また、調査・研究及び研修については、のぞみの園の設立目的に沿って重度の知的

障害者の地域移行に関すること等をテーマとした多くの調査・研究及び研修を実施したほか、第2期中期目標の新たな課題である行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関することや、発達障害などの社会的に関心の高いテーマを選択し調査・研究及び研修に取り組んでいる。平成21年度においては、重度知的障害者の地域移行や高齢・行動障害等の支援が難しい知的障害者の健康や医療・福祉との連携に関する事項など11テーマを取り上げた。

また、障害者支援サービスのひとつである行動援護事業の普及促進や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関する調査・研究及び研修について、内容・方法を工夫して取り組んだ。

特に、行動援護の普及に関するセミナーについては、行動援護のサービスが全国的に普及拡大が遅れている状況を踏まえ、全国3か所の中央セミナーを開催するとともに、平成21年度に新たに講師・インストラクターの強化を図るため、都道府県インストラクターパワーアップ編の研修会を開催し、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

これらを踏まえると、平成21年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の2年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

なお、第2期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営体制の整備については、第1期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第2期中期目標における新たな課題に的確に対応するため、①施設利用者の高齢化・重度化等に対応した適切なサービスを提供するため、地域移行等による施設利用者の減少に鑑み生活支援部の生活寮の第三次再編（19か寮→17か寮）の実施、②地域支援の充実を図るため地域支援課の新設により、第2期中期目標期間の2年目として、その目標達成に向けた組織的な体制を整備した。

また、人件費改革への取組については、平成21年4月から国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与体系に準拠した給与制度を導入し、平均4.8%の俸給引下げを行うとともに、旧制度から新制度への円滑な切替えを行った。更に、平成21年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定に併せ、平均約0.3%の俸給引下げ、特別手当の0.35か月分の引下げを行った。

常勤職員数については、平成20年度期首に対して平成21年度期末で29名を削

減し、俸給等の見直しと併せて、総額で約3億円程度の人件費（退職手当を除く）の縮減を行った。この結果、人事に関する計画を大きく上回る実績を上げるとともに、数値目標として掲げる「平成20年度期首に対し、平成24年度末で20%以上を削減（52名以上の削減）」の約6割を2年度目で達成したことは、第2期中期目標の達成に向けて大きく進展したことを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保を図るなど施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。

内部統制・ガバナンス強化への取組については、整理合理化計画に基づく横断的な措置として、全ての独立行政法人に対してその取組が求められたものであるが、2年目となる平成21年度においては、のぞみの園に相応しい内部統制の仕組みを導入するため、最優先課題として、のぞみの園の業務運営に与える影響、業務の有効性・効率性に影響を与える恐れのある阻害要因（以下「リスク」という。）の適正管理に取り組むこととし、具体的な取組にあたっては、第三者の専門家による業務支援を受けながら、平成20年度に策定した阻害要因をもとに、①リスクを評価して対応の優先度を明確化、②優先度の高いリスクについて、いつまでに誰が何をするかリスク対応計画を作成、③リスク対応計画に沿った取組を実施、④リスク対応計画の取組状況を評価し、必要に応じてリスク対応計画の見直しを行うなど、リスクの計画的な対応を段階的に取り組むリスク管理体制を構築した。このように、利用者への福祉サービスの質の向上など業務運営の目標達成のため、内部統制の効果的かつ効率的な体制整備を図り、積極的に取り組んだことを評価する。

更に、平成20年度の業務実績評価の際に、当委員会として、他の独立行政法人とは異なり、個別法に定める福祉事業を主たる事業とするのぞみの園の特殊性を踏まえた独自の視点を加える必要があると求めたことに対し、のぞみの園は、サービス関連の阻害要因を細分化し、経営関連を統合するなど、利用者への福祉サービスのより詳細なリスクの評価ができるよう利用者中心の阻害要因一覧の見直し（117項目→108項目）を行ったことを評価する。

また、事故防止対策については、事故防止対策委員会を毎月定期的に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止策を検討し、その検討結果については、各部所に周知し、同じ事故を起こすことがないように注意を喚起した。更に、感染症防止対策として、昨年 of 全国的な新型インフルエンザの流行に際して、施設利用者全員に対して予防接種を実施するなど例年よりも徹底した利用者への感染防止を図ることができた。このように、事故防止対策や感染防止対策が行われていたことを評価する。なお、今後とも、施設利用者の健康の維持と安全の確保の観点から、引き続き努力をすることを期待する。

経費の節減については、平成21年度においては、前述した人件費総額の縮減に取

り組んだほか、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件については全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。自己収入については、平成21年4月の障害福祉サービス費用の改定による介護給付費・訓練等給付費等の収入の増、精神科医の常勤化による新患患者の増に伴う診療収入の増、施設外に生活介護事業所を開設することにより通所利用者の増を図るとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業を積極的に実施しており、第2期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標（23%以上の節減）の達成を目指し、着実に取り組んでいるものと評価する。

効率的な施設・設備の利用については、生活支援部の生活寮の再編により空き寮となった建物を自活体験のためのスペースとして活用した。また、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるための取組として、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催する等、積極的に施設・設備の有効活用に努めていることを評価する。保有資産の大半は、山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、今後、行政や地域住民など幅広い方々からの意見を聞くなど、引き続き活用方策について検討されたい。

業務運営における合理化の推進については、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件は全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。

## (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

### ①-1 自立支援のための取組（地域移行）

平成21年度においては、年度目標（15名～20名）を昨年度と同様に上回り、21名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所している。併せて、地域移行の新規同意者については過去最高の32名となり、年度目標（25名程度の保護者の同意）を上回っている。

このような更なる成果を上げるため、従来から取り組んでいる①保護者・家族等への個別面談重視、②地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、③施設利用者の地元の事業所を調査し、保護者への紹介に加え、平成21年度においては、①地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行（年間6回）、②来園機会が少ない保護者宅等への訪問を行い、移行への働きかけを行ったこと、③総合施設全職員を対象に地域移行に関する研修会を開催し、取組内容の周知を再確認したことなど新たな取組みを行った結果、確実に数字として積み上げてきたことを高く評価する。

なお、地域生活への移行が困難な要因・理由として、①保護者・家族の同意が得られにくいこと、②施設利用者本人の体験不足、③移行先の確保が困難なこと等問題があげられるが、これまで蓄積された支援技術と経験を活かして、施設利用者本

人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努め、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組まれない。

また、地域移行の受皿として3か所のケアホームを運営しているが、そのうち1か所を重介護型としてバリアフリー化するとともに、併せて定員の増（5名→7名）を図った。このように、今後、予想される高齢化に伴い、介護の割合が高くなっても地域移行が円滑に行われる環境を整えるとともに、移行先確保のため重点都道府県を設けて各自治体に協力要請を行い、受入先施設・事業所等の開拓を行ったことを評価する。

#### ①-2 自立支援のための取組（行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援）

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」については、矯正施設等を退所した知的障害者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、福祉の支援を必要とする知的障害者が地域社会での生活が円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組みの普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。その実績は、平成20年度の2名の受入に引き続き、平成21年度の3名の合計5名を受け入れた。これらの者には、性犯罪、累犯窃盗を犯した中軽度の知的障害者や人間関係が作れず出身地に戻れないなど何れも支援の難しい事例であるが、5名のうち3名が就労に結びつき、地域生活に移行するなど、当初、入所後2年以内の地域移行を想定した中で半分程度の期間で実現できたことは、評価する。

さらに、従前より取り組んでいる著しい行動障害等を有する者に対する支援として、①自閉症及び行動障害に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を参事（非常勤）として平成20年度に引き続き委嘱し、特別支援寮を中心に支援技術の指導及び助言を受け、②その実施体制としてプロジェクトチームを設置し、参事の指導の下で自閉症や行動障害への適切な支援ができる職員の育成を図り、効率的な運営を行った。

また、自閉症や行動障害等を有する者に対する支援の他、著しい行動障害により精神科病院に社会的入院となっていた知的障害者を新たに1名を受け入れ、自立への支援を通じて地域移行を図るための効率的な支援に取り組んだ。

どの事例も極めて難しい事例であるが、対象者が多い状況に鑑み、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進することを希望する。

## ② 調査・研究

調査・研究については、国立のぞみの園研究会議のメンバーに外部からの有識者1名を増やすなど研究体制整備の充実化を図り、調査・研究結果に対する指導・助言を受けた。

平成21年度においては、重度知的障害者の地域移行や高齢・行動障害等の支援が難しい知的障害者の健康や医療・福祉との連携に関する事項など、全国の障害福祉の現場に密接に関係する11テーマを取り上げた。

これらのうち、①厚生労働省から補助を受けて、障害者自立支援法に基づく支援サービスのひとつである行動援護の全国的な普及と標準化を図るための効果的な実施の調査・研究、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の自立に向けた効果的な支援プログラムに関する調査・研究を行うなど、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を行った。さらに、②法人の独自研究として、重度・重複の知的障害者の地域移行に関する調査・研究等を引き続き実施したほか、高齢知的障害者の摂食・嚥下障害に関する研究に積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。

また、調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、①ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物による公表、②支援の現場で活用できる小冊子の作成、③講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行っている。特に行動援護の全国的な普及を目的としたパンフレットを作成し、関係団体に配布した他ホームページにも掲載し、ダウンロードできるようにし、入手しやすく工夫した点が見られることを評価する。

なお、調査・研究の成果物については、無償のもの、有償のものと分類し、無償のものについては、ホームページ等を活用し、印刷費の節約に努め、一部ペーパーレス化するなど更に経費節減につながるよう希望する。

## ③ 養成・研修

養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成21年度においては、行動援護事業の従業者の養成及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援など国の政策課題をテーマに、厚生労働省から補助を受けて全国規模のセミナーを実施したほか、法人の独自事業として、社会的に関心の高いテーマである発達障害と知的障害者の認知症についても福祉セミナー等の研修を実施し、多くの参加者を得ている。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究による実習プログラムの開発に取り組むなど、実習の充実にも取り組んでいる。

このうち、行動援護の普及に関するセミナーについては、全国的な普及拡大が遅



れている状況を踏まえ、参加が容易となるよう、全国3か所で中央セミナーを開催し、その他中央セミナーと同質の養成研修が出来る体制確保のため、都道府県インストラクターパワーアップ編を開催し、講師・インストラクターのスキルアップを図るなど、その実施方法、内容を工夫して実施しており、養成・研修に対して積極的に取組み、内容の充実を図ったことを評価する。

今後も、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実に向けていくことを期待する。

なお、養成・研修事業の経費については、会場を公的な機関を借り上げて経費節減に努めているが、今後、さらに受講者から参加費を徴収するなど経費節減につながるよう希望する。

#### ④ 援助・助言

援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター（年4回、各3、200部発行）に掲載するとともに、新たにリーフレットを作成し、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などからの相談件数は、平成21年度は138件の実績となり、昨年度の91件と比較して大幅に件数が増加した。また、これ以外に、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業の一環として行った援助・助言に類する相談件数が刑務所、児童相談所など関係機関から34件もあった。

このように、相談件数が昨年度と比べ大幅に増加したことや矯正施設等を退所した知的障害者の支援事業に関係する機関からの相談も多数あったことは評価する。

なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が4千件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じている。

#### ⑤ その他の業務（附帯業務）

その他の業務（附帯業務）のうち、診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。具体的には、施設利用者の高齢化に伴う心身の機能低下や疾病等への的確な対応のため、施設利用者の健康管理や医療的ケアの必要な生活寮への訪問看護を実施する他、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対しては、精神科医や臨床心理士等が協力し、積極的に支援に加わり、精神面からのケアも行うことができた。また、平成21年度より精神科専門医が常勤として着任したことによって、地域の知的障害者、発達障害児の受診が容易になり、さらに、保護者を含めた家族心理教育を実施する

など新たな取組が展開された。このように診療所は、地域の発達障害に関する医療の拠点としての役割も担っていることから、地域医療に対する貢献についても積極的に対応していることを評価する。

また、当委員会でこれまで度々指摘した「効率的な業務運営」に向けた取組については、精神科医の常勤化に伴い発達障害等の一般外来患者による新患が増加したことにより、診療収入が前年度に比べ増加しており、診療所の経営改善が図られていたことは評価する。

一方、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業等の障害福祉サービスを実施しているなど地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めているが、新たに平成21年5月から施設外に生活介護事業所を立ち上げ、重度の知的障害者が選択できる多様な支援メニューを用意するなど、工夫した取組を進めていることが認められる。

#### ⑥ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」は、平成21年度において2回開催し、数値目標以上（原則年1回以上開催する）の成果を上げていることが認められる。

また、サービス提供等に関する評価については、前回実施されてから3年目に該当することから、第三者評価機関による評価が実施され、その評価は、国立のぞみの園評価基準による自己評価（8領域287項目）の結果について、第三者評価機関による面接、ヒアリングを実施した結果、A、B、Cの3段階評価のうち、Aが280項目、Bが7項目、Cが0項目となり、Aは前回より、30項目についてアップしたとの評価を得ている。

### (3) 財務内容の改善等について

平成21年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、45.7%となっており、第2期中期目標に定める「40%以上」を大幅に超え、計画どおり進展していることを評価する。

また、職員の採用等の人事に関する計画については、平成21年度期末の職員数が246名であり、平成20年度末の256名に対し実績で10名を削減するなど平成20年度で削減した19名と併せて29名を削減し、第2期中期目標（△52名）の約6割を達成するとともに、人件費総額についても、約3億円を縮減しており、意欲的に取り組んでいることを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、より高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組を進めることを希望する。

#### (4) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

##### ① 財務状況について

平成21年度においては、予算、収支計画及び資金計画等に基づき実施しているものと認められる。このうち、総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回り、45.7%となったことを評価する。

運営費交付金の執行率が90%以下になっているが、人件費支出の削減及び効率的な執行に努めた結果であり、正当なものと認められる。

##### ② 保有資産の管理・運用等について

保有資産の大半は山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、今後、行政や地域住民等の意見を聞くなどして、引き続き活用方策について検討されたい。

##### ③ 組織体制・人件費管理について

平成21年度は、常勤職員数の削減、国家公務員の給与体系に準拠した給与制度の導入、国家公務員の給与改定に併せた俸給の引下げ等により、人件費の大幅な削減に取り組んだことは評価する。また、平成21年度の給与水準についてラスパイレス指数が国家公務員に対し94.1、他の独立行政法人に対し88.9%と極めて低い水準となっていることから、のぞみの園の給与水準は適正であると認められる。

また、今後、利用者が更に高齢化していくことを見据えた人員体制が図られることを期待する。

このほか、法定外福利費の借上宿舎に伴う支出は、必要なものであると認められる。

##### ④ 事業費の冗費の点検について

2(2)②で指摘したとおり、調査・研究の成果物を無償配布するときはホームページ等を活用し、印刷費の節約に努める。セミナーの開催経費について削減する余地がないか検討するなど更なる経費節減を図るよう期待する。

##### ⑤ 契約について

入札・契約の実施状況については、監事、会計監査人、契約監視委員会からの指摘事項はなく、適正に実施していると認められる。また、「随意契約見直し計

画」については、達成しており、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施している。また、二次評価で意見のあった契約に係る規程の整備に関しては、整備した規程に基づき適切に運用されることを期待する。

⑥ 内部統制について

理事長指示の下、内部統制向上検討委員会を設置され、役職員に対しての内部統制、ガバナンスに関する共通認識を持たせるための研修会を開催するなど適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認める。

業務の進行状況の評価を行うため、各部所のモニターと理事長をはじめとする役員、幹部職員によるモニタリング評価会議が定期的に行われ、その評価結果を次年度の年度計画及び業務目標に反映させており、モニタリングが適切に実施されていると認める。

また、業務の有効性・効率性に影響を与える恐れのある阻害要因（リスク）の適正な管理に取り組み、リスク管理の仕組みの確立を図り、のぞみの園に相応しい内部統制の仕組みの再構築に努めたことは評価する。

更に、内部統制の取組を行うに際し、法人内のLANシステムを活用し、職員全てにこれまでの取組などを公開することによって、今まで以上に情報の共有化がなされるなどの効果が見られた。

⑦ 事務事業の見直し等について

業務改善の取組状況については、既に「国民の声募集（仮称）制度」、「業務改善提案箱（仮称）制度」の創設に向けて検討されており、国民からの苦情・要望等や職員からの業務改善やムダ削減に関する提案等に対応できる体制を構築するよう期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったが、寄せられた意見はなかった。